

大学・TLO 等 各位

独立行政法人科学技術振興機構
産学連携推進部長 鴨野 則昭

特許出願支援制度に関する運用の変更について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の業務にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特許出願支援制度も 3 年間の運用を経て、多くの大学・TLO 等の方々にご利用いただけるようになりました。平成 18 年度は平成 19 年 1 月末時点ですでに 1700 件超（前年度同時期比約 16% 増）、今年度中に 2000 件を超える見込の申請をいただいております。来年度には、「量から質」への転換を踏まえ、利用者の皆様には申請前の調査と絞込みのご協力をお願いさせていただきたく存じます。

また、本制度本来の目的である海外特許出願に基づく活用・実用化に向けて、より質の高い特許を重点的に支援すべく、審査を厳格化するとともに、外国出願の権利化迄の支援に重点を置くこととさせていただきます。当制度本来の主旨を何卒ご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具
記

1. 申請時の事前調査の一部を必須とさせていただきます。

申請時に、以下の項目を必須記載項目とさせていただきます。

①発明者が出願前に発表した最も近似する技術

論文等：学会発表、雑誌掲載、インターネット発表等

特許出願：本出願前に出願した特許出願の内容

②他者の公知技術・従来技術（特許公開番号等）

③上記各技術との差異・優位性

なお、一定の申請件数をいただいた各大学・TLO 毎の採択率を別途通知・公表させていただきます。発明者本人・他者の先行公知文献の存在を主な理由とする不採択案件も多く（不採択案件の約 56%）、各機関における申請前の調査結果に基づき、申請件数調整のご協力をお願い致します。

2. 平成 19 年度申請分から当制度本来の目的である外国出願に特化した支援を行う事とさせていただきます。

日本国出願費用の支援については、平成 18 年 2 月以降部分的に運用して参りましたが、平成 19 年度申請分より支援対象外とさせていただきます。制度設立より本来の目的である外国出願に特化した支援を行う事とさせていただきたく、ご理解・ご協力をお願い致します。

なお、PCT 全指定出願を支援した場合における日本国への移行費用（出願審査請求以降の審査に必要な費用は除く）に限り、支援対象と致します。

3. 特許料・維持費用に関する運用の見直しを行います。

- ① 平成 19 年度からの新規申請について、多額の費用がかかる権利化迄を重点的に支援させていただく一方、特許料、特許年金維持費用、付随する代理人費用等について支援対象外とさせていただきます。
- ② また、出願後 3 年経過した既存の支援特許について、契約に基づき、実用化・活用の状況によって各国権利化以後の費用について支援見直しの対象となる場合がありますのでご留意願います。(年一度のライセンス報告にご協力願います)

4. 支援費用項目の明確化を行います。

- ① 国際調査機関から单一性の要件を満たさない場合における追加手数料について追加 2 発明分迄（1 発明当たり ¥78,000）の支援を行います。
- ② 国際予備審査請求(持分に関わらず 100%)の費用支援を行います。
- ③ PCT 出願時の公的費用を支援対象外と致します。

国際出願手数料の負担をお願い致します。

(121,800 円、オンライン出願時は 95,700 円、30 頁超追加 1 頁当たり 1,300 円)

支援決定後の費用負担をご留意の上、ご申請をお願い致します。

ただし、国際出願手数料以外の費用（PCT 送付手数料・調査手数料等）は支援対象と致します。

- ④ 各国出願費用・翻訳料・代理人費用等は従来通り支援対象です。

但し、請求項数・頁数が過大と思われる場合（請求項数 20 以上、50 頁以上等）、または、翻訳費用が過大と思われる場合（100 万円以上等）には、個別に一部費用負担をお願いする場合がありますので、ご留意の上、効率的な出願をお願い致します。

5. 指定国移行時の扱いを明確化致します。（詳細は後日、募集要項にてご案内致します）

- ① 指定国移行時の国際調査機関の見解等に応じた JST の受理条件を明確化致します。
- ② これに伴い、パリ条約ルートの受理条件も同等条件と致します。

6. JST 事業による特許活用の支援、JST 他事業からの情報提供等を開始致します。

大学・TLO 等のご希望があった場合に限り、以下の支援を行います。

- ① ライセンス活動の支援

J-STOR への掲載（既存）、ライセンス先の探索、契約の条件交渉・仲介等

- ② JST 他事業との情報交流

JST 他事業への申請案件情報の提供、及び JST 他事業から申請者への情報提供
なお、以上の活動は大学・TLO 等の申請担当者宛に行います。また JST 職員は国家
公務員法に準じた守秘義務が課されております。

以上

(ご参考) 平成 19 年度の主な運用変更点について
外国出願の権利化迄を重点的に支援するべく、支援項目について一部運用変更致します。

